No.８

令和７年（３月）

第１回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第　１　号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第６号)）	財　政　課	１
第１１号	熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１０
第１２号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１１
第１３号	熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	１２
第１４号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	職　員　課	１４
第１５号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職　員　課	４０
第１６号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例の一部を改正する条例	都市計画課	４３
第１７号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築審査課	４４
第１８号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例	東部地域開発推進室	７４
第１９号	熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例	商業観光課	７５
第２０号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	下水道課	７７
第２１号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	経　営　課	７８
第２２号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防総務課	８０
第２３号	熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防総務課	８１
第２４号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例	環境推進課	８３
第２５号	熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例	都市計画課	８５
第２６号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	８６

第２７号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	８７
第２８号	熊谷市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	安心安全課	８８
第２９号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	庶務課	９０
第３０号	熊谷市荒川南縁水防団条例を廃止する条例	大里行政センター	９２
第３１号	工事請負契約の締結について （熊谷市立勤労会館等解体工事）	市民活動推進課（契約課）	９４
第３２号	市道路線の認定について	管理課	９５
第３３号	市道路線の廃止について	管理課	９７

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１月２７日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第６号）

令和６年度熊谷市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７４６，４８７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１，５５０，９３４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月２７日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		14,440,220	746,487	15,186,707
	2　国庫補助金	3,466,725	746,487	4,213,212
歳　　入	合　　計	80,804,447	746,487	81,550,934

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		36,101,300	746,487	36,847,787
	1　社会福祉費	17,491,190	746,487	18,237,677
歳　　出　　合　　計		80,804,447	746,487	81,550,934

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	14,440,220	746,487	15,186,707
歳　　入　　合　　計	80,804,447	746,487	81,550,934

総　括

（歳　　出）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	36,101,300	746,487	36,847,787	746,487	0	0	0
歳出合計	80,804,447	746,487	81,550,934	746,487	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　746,487

第　2項 国庫補助金　　746,487

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
8 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,973,958	746,487	2,720,445	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	746,487	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　（定額）　746,487
計	3,466,725	746,487	4,213,212			

3　歳　出

第　3款 民生費　　746,487

第　1項 社会福祉費　　746,487

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	14,120,544	746,487	14,867,031	746,487	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬	4,090
									8 旅費	費用弁償	70
								○ 低所得者等追加支援給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	2,734
									10 需用費	消耗品費	1,550
									11 役務費	郵便料	3,000
										手数料	3,700
									12 委託料	委託料	26,980
									13 使用料及び賃借料	借上料	116
										事務機器借上料	247
									18 負担金、補助及び交付金	低所得者等追加支援給付金	704,000
計	17,491,190	746,487	18,237,677	746,487	0	0	0				

議案第１１号

熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の分限に関する条例（平成１７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「刑法」の一部改正に伴い、職員の失職の特例に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１２号

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第２項及び第４項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第１４条第２項第１７号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲及び子の看護休暇の取得事由の拡大を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１３号

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第３号中「１箇月」を「１か月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第５条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

３　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁

刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「刑法」の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給制限に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１４号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第６条第４項中「週休日」の次に「(以下「週休日」という。)」を加える。

第７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「(以下「行８級職員」という。)」及び「、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円」を削り、同条第４項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第８条を次のように改める。

第８条　削除

第９条第２項第１号中「(その者の１箇月の通勤に要する運賃等の

額に相当する額が５万５，０００円を超えるときは、５万５，０００円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同項第２号中「１箇月」を「１か月」に改め、同項第３号中「(その者の１箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額が５万５，０００円を超えるときは、５万５，０００円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額)」を削り、「額。」を「額」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、１５万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第１２条第５項中「勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく」を削る。

第１３条第３項中「代休日）又は」を「代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は」に、「代休日）その他」を「代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他」に改める。

第１５条の２第１項中「もの」の次に「(以下「管理監督職員」という。)」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第１５条の３　管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

⑵　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

第１６条の２第３号及び第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第１６条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第１６条の５の見出し中「扶養手当」を「地域手当」に改め、同条中「扶養手当、」を削り、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第１６条の７中「、第７条、第８条及び第８条の３」を「及び第７条」に改める。

第１６条の８中「、第８条」を削る。

附則第７項及び第１８項中「第８条第１項」を「熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年条例第　号）第１条の規定による改正前の熊谷市一般職職員の給与に関する条例第８条第１項」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	466,700
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	467,400
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	468,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	468,800
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	469,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	470,100
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	470,700
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	471,200
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	471,800
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	472,400
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	473,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	473,500
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	474,000
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	474,400
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	474,700
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	475,000
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	480,600
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	483,600
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	486,700
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	489,400
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	492,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	495,500
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	498,600
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	501,300
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	408,300	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	410,200	449,000	

	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	412,100	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	380,200	413,900	455,400	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	381,700	415,700	456,900	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	383,500	417,500	458,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	385,200	419,300	459,800	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	386,800	421,100	461,200	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	388,500	422,700	462,500	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	389,900	424,200	463,800	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	391,300	425,700	465,000	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	392,700	427,200	466,000	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	394,100	428,700	466,700	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	395,300	430,000	467,400	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	396,500	431,300	468,100	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	397,500	432,500	468,800	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	398,600	433,700		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	399,800	435,000		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	400,900	436,300		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	402,000	437,500		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	402,700	438,700		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	403,400	439,500		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	404,100	440,300		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	404,800	441,100		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	62	248,800	287,400	334,000	375,100	405,400	441,700		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	406,000	442,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	406,500	442,900		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	406,900	443,500		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	407,300	444,200		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	407,500	445,000		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	407,800	445,400		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	408,100	446,100		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	408,400	446,600		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	408,700	447,000		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	409,000	447,400		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	409,300	447,800		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	409,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	409,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	410,100			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	410,400			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	410,600			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	410,900			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	411,200			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	411,500			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	411,700			

83	255,100	296,300	344,900	385,400	412,000			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	412,300			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	412,500			
86	256,000	297,100	346,000	386,600	412,700			
87	256,300	297,400	346,400	387,000	413,000			
88	256,600	297,700	346,800	387,400	413,300			
89	256,900	298,000	347,000	387,700	413,500			
90	257,200	298,300	347,400	388,200	413,600			
91	257,500	298,600	347,800	388,600	413,900			
92	257,800	299,000	348,200	389,000	414,200			
93	258,100	299,200	348,400	389,300	414,400			
94		299,400	348,800	389,700	414,600			
95		299,700	349,200	390,000	414,900			
96		300,100	349,500	390,300	415,200			
97		300,300	349,800	390,500	415,400			
98		300,600	350,200	390,900	415,600			
99		301,000	350,600	391,200	415,900			
100		301,400	351,000	391,500	416,200			
101		301,600	351,500	391,700	416,400			
102		301,900	351,900	392,200	416,600			
103		302,200	352,300	392,600	416,900			
104		302,500	352,700	393,000	417,200			
105		302,700	353,200	393,300	417,400			
106		303,000	353,600	393,800	417,600			
107		303,300	353,900	394,200	417,900			
108		303,600	354,200	394,600	418,200			
109		303,800	354,700	394,900	418,400			
110		304,200		395,400	418,600			
111		304,600		395,800	418,900			
112		304,900		396,200	419,200			
113		305,100		396,500	419,400			
114		305,300		397,000	419,600			
115		305,600		397,400	419,900			
116		306,000		397,800	420,200			
117		306,200		398,100	420,400			
118		306,400		398,600				
119		306,700		399,000				
120		307,000		399,400				
121		307,400		399,700				
122		307,600		400,200				
123		307,900		400,600				
124		308,200		401,000				
125		308,500		401,300				

	126				401,800				
	127				402,200				
	128				402,600				
	129				402,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第１６条の６に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200

	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
定年前	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
再任用	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
短時間	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
勤務職	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
員以外	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,200
の職員	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,700
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,100
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,500
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	399,900
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,300

92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,700
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,100
94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,500
95	290,800	321,100	356,000	373,800	402,000
96	291,400	321,700	356,400	374,300	402,400
97	292,000	322,200	356,900	374,900	402,800
98	292,500	322,500	357,300	375,400	403,200
99	293,000	323,100	357,800	375,900	403,600
100	293,500	323,700	358,200	376,300	404,000
101	294,000	324,100	358,500	376,900	404,400
102	294,500	324,700	359,000	377,400	404,800
103	295,000	325,300	359,400	377,900	405,200
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600	381,400	
111	297,800	328,800	363,100	381,800	
112	298,100	329,100	363,500	382,200	
113	298,400	329,400	363,900	382,600	
114	298,600	329,800	364,300	383,000	
115	298,900	330,100	364,800	383,500	
116	299,100	330,400	365,300	383,900	
117	299,400	330,600	365,700	384,300	
118	299,700	330,900	366,200	384,700	
119	300,000	331,200	366,700	385,200	
120	300,300	331,400	367,200	385,600	
121	300,600	331,600	367,500	386,000	
122	301,000	331,900		386,400	
123	301,300	332,200		386,900	
124	301,600	332,500		387,300	
125	301,800	332,700		387,700	
126	302,000	333,000		388,100	
127	302,300	333,400		388,600	
128	302,700	333,600		389,000	
129	302,900	333,800		389,400	
130	303,200	334,000		389,800	
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			

	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 239,700	基準給料月額 円 260,200	基準給料月額 円 267,500	基準給料月額 円 277,900	基準給料月額 円 294,300

備考　この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

（熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項を削り、同条第４項中「第２項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第３項とする。

第８条第１項中「、第８条」を削り、「、第１５条の２及び第１６条の４」を「及び第１５条の２」に改め、同条第２項中「給与条例」の次に「第１５条の３第１項及び第２項、」を、「第１６条第２項」の次に「並びに第１６条の４第２項第１号」を、「については」の次に「、給与条例第１５条の３第１項中「管理監督職員が」とあるのは「管理監督職員及び熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理監督職員等」という。）が」と、「当該管理監督職員」とあるのは「当該管理監督職員等」と、同条第２項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と」を加え、「同項」を「給与条例第１６条第２項」に、「、「１００分の１７５」を「「１００分の９５」と、給与条例第１６条の４第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」に改める。

（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第３条　熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第３８項中「、第７条、第８条及び第８条の３」を「及び第７条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１条中熊谷市一般職職員の給与に関する条例第１６条の２第３号及び第４号並びに第１６条の３第１項第１号及び第３項第１号の改正規定並びに附則第７項及び第８項の規定は、同年６月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において熊谷市一般職職員の給与に関する条例別表第１又は別表第２の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（経過措置）

４　切替日から令和９年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の熊谷市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものに対しては支給しない」と、同条第２項

中「⑸　重度心身障害者」とあるのは「⑸　重度心身障害者
⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

5　切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の条例第７条の規定の適用については、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については４，５００円とする」とする。

6　令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間における改正後の条例第７条の規定の適用については、同条第３項中「とする」とあるのは、「、同項第６号に該当する扶養親族については２，５００円とする」とする。

7　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

8　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びに附則第１項ただし書の規定の施行前に犯した刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第１６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

９　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１
１１	７	３	３	１	１	１
１２	８	４	４	１	１	１
１３	９	５	５	１	１	１
１４	１０	６	６	２	１	１
１５	１１	７	７	３	１	１
１６	１２	８	８	４	１	１
１７	１３	９	９	５	１	１
１８	１４	１０	１０	６	２	１

19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	3
26	22	18	18	14	10	4
27	23	19	19	15	11	5
28	24	20	20	16	12	6
29	25	21	21	17	13	7
30	26	22	22	18	14	8
31	27	23	23	19	15	9
32	28	24	24	20	16	10
33	29	25	25	21	17	11
34	30	26	26	22	18	12
35	31	27	27	23	19	13
36	32	28	28	24	20	14
37	33	29	29	25	21	15
38	34	30	30	26	22	16
39	35	31	31	27	23	17
40	36	32	32	28	24	18
41	37	33	33	29	25	19
42	38	34	34	30	26	20
43	39	35	35	31	27	21
44	40	36	36	32	28	22

45	41	37	37	33	29	23
46	42	38	38	34	30	24
47	43	39	39	35	31	25
48	44	40	40	36	32	26
49	45	41	41	37	33	27
50	46	42	42	38	34	28
51	47	43	43	39	35	29
52	48	44	44	40	36	30
53	49	45	45	41	37	31
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58		

7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0	8 6	8 6			
9 5	9 1	8 7	8 7			
9 6	9 2	8 8	8 8			

９７	９３	８９	８９			
９８	９４	９０	９０			
９９	９５	９１	９１			
１００	９６	９２	９２			
１０１	９７	９３	９３			
１０２	９８	９４	９４			
１０３	９９	９５	９５			
１０４	１００	９６	９６			
１０５	１０１	９７	９７			
１０６	１０２	９８	９８			
１０７	１０３	９９	９９			
１０８	１０４	１００	１００			
１０９	１０５	１０１	１０１			
１１０	１０６	１０２	１０２			
１１１	１０７	１０３	１０３			
１１２	１０８	１０４	１０４			
１１３	１０９	１０５	１０５			
１１４		１０６	１０６			
１１５		１０７	１０７			
１１６		１０８	１０８			
１１７		１０９	１０９			
１１８		１１０	１１０			
１１９		１１１	１１１			
１２０		１１２	１１２			
１２１		１１３	１１３			
１２２		１１４	１１４			

１２３		１１５	１１５			
１２４		１１６	１１６			
１２５		１１７	１１７			
１２６		１１８				
１２７		１１９				
１２８		１２０				
１２９		１２１				
１３０		１２２				
１３１		１２３				
１３２		１２４				
１３３		１２５				
１３４		１２６				
１３５		１２７				
１３６		１２８				
１３７		１２９				

イ　医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1

9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26

35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52

6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8

87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	90
99	95	95	91
100	96	96	92
101	97	97	93
102	98	98	94
103	99	99	95
104	100	100	96
105	101	101	97
106	102	102	98
107	103	103	99
108	104	104	100
109	105	105	101
110	106	106	102
111	107	107	103
112	108	108	

１１３	１０９	１０９	
１１４	１１０	１１０	
１１５	１１１	１１１	
１１６	１１２	１１２	
１１７	１１３	１１３	
１１８	１１４	１１４	
１１９	１１５	１１５	
１２０	１１６	１１６	
１２１	１１７	１１７	
１２２	１１８	１１８	
１２３	１１９	１１９	
１２４	１２０	１２０	
１２５	１２１	１２１	
１２６		１２２	
１２７		１２３	
１２８		１２４	
１２９		１２５	
１３０		１２６	
１３１		１２７	
１３２		１２８	
１３３		１２９	
１３４		１３０	

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

週休日等に勤務した管理監督職員に対し新たに管理職員特別勤務手当を支給するとともに、国家公務員の給与制度の改正に伴う給料表の構造及び扶養手当の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１５号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第１７条第１項第１号及び第５項第２号、第１８条の見出し及び同条第１項第１号、第１９条第１項第１号並びに第２１条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第１３項中「附則別表第１」を「附則別表」に改める。

附則第１７項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第１３項の改正規定　公布の日

⑵　第１７条第１項第１号及び第５項第２号、第１８条の見出し及び同条第１項第１号、第１９条第１項第１号並びに第２１条第４項の改正規定並びに附則第３項及び第４項の規定　令和７年６月１日

（経過措置）

２　改正後の第１４条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５

項において準用する場合を含む。）及び第１４項の規定は、退職職員（退職した熊谷市職員退職手当条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

４　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びに附則第１項第２号の規定の施行前に犯した刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第４項並びに熊谷市職員退職手当条例第２１条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「雇用保険法」等の一部改正に伴い、特定退職者に対する暫定措置の適用期限を延長するとともに、退職手当の支払の差止め等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１６号

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例の一部を改正する条例

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例（平成１７年条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

⑷　熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計に熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第１７号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第４５号中「次号」の次に「及び第４５号の２の２」を加え、同号ア中「７，０００円」を「８，０００円」に改め、同号イ中「１４，０００円」を「２０，０００円」に改め、同号ウ中「２４，０００円」を「３４，０００円」に改め、同号エ中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３１，０００円」を「３６，０００円」に改め、同号ケを同号コとし、同号オからクまでを同号カからケまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３９，０００円

別表第４５号の２中「審査」の次に「（次号に規定する審査を除く。）」を加え、同号アからウまでの規定中「ケ」を「コ」に改め、同号の次に次の１号を加える。

４５の２の２	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項ただし書（同条第	第４５号アからコまでの額（昇降機を含む建築物については、前号アからエまでの額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるもの

	２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）	を除く。） ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満の場合　１４，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上の場合　１６，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満の場合　２７，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の場合　４３，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の場合　６８，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上の場合　８８，０００円

		イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。） ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が２００平方メートル未満の場合　７，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が２００平方メートル以上の場合　８，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満の場合　１３，５００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の場合　２１，５００円

		㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の場合　３４，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上の場合　４４，０００円

別表第４７号中「次号」の次に「及び第４７号の２の２」を加え、同号ア⑴中「１４，０００円」を「１５，０００円」に改め、同号ア⑵中「１７，０００円」を「２４，０００円」に改め、同号ア⑶中「２４，０００円」を「３４，０００円」に改め、同号ア⑷中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３５，０００円」を「３７，０００円」に改め、同号ア⑼を同号ア⑽とし、同号ア⑸から⑻までを同号ア⑹から⑼までとし、同号ア⑷の次に次のように加える。

⑸　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　４２，０００円

別表第４７号イ⑷中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３３，０００円」を「２８，０００円」に改め、同号イ⑼を同号イ⑽とし、同号イ⑸から⑻までを同号イ⑹から⑼までとし、同号イ⑷の次に次のように加える。

⑸　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　３６，０００円

別表第４７号の２中「限る。)」の次に「(次号に規定する完了検査を除く。)」を加え、同号の次に次の１号を加える。

４７の２の２	建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー	第４７号ア又はイの額(昇降機を含む建築物については、同号ア又はイの額に前号ア又はイの額を加算した額)

	消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 ア　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第５５号の２０ア⑶、オ及びカ、第５５号の２０の２ア⑶、オ及びカ並びに第５５号の２１ア⑶、オ及びカにおいて同じ。）が３０平方メートル以内の場合　３，０００円 イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の場合　５，０００円 ウ　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の場合　６，０００円 エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内の場合　７，０００円 オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　８，０００円 カ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の場合　１１，０００円

		キ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の場合　１６，０００円 ク　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の場合　４１，０００円 ケ　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の場合　６６，０００円 コ　床面積の合計が５０，０００平方メートルを超える場合　１３３，０００円

別表第４８号の２エ中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３１，０００円」を「２７，０００円」に改め、同号ケを同号コとし、同号オからクまでを同号カからケまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３３，０００円

別表第４８号の３ア及びイ中「ケ」を「コ」に改める。

別表第５５号の４の次に次の２号を加える。

５５の４の２	既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係における建築の認定の申請に対する審査	２７，０００円
５５の	既存建築物の大	２７，０００円

４の３	規模修繕等に係る道路内における建築の認定の申請に対する審査	

別表第５５号の１１中「応じ定める」を「応じそれぞれに定める」に、「又はウ」を「からエまで」に改め、同号ア中「ケ」を「コ」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

別表第５５号の１３中「応じ定める」を「応じそれぞれに定める」

に、「又はウ」を「からエまで」に改める。

別表第５５号の１６中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円

別表第５５号の１７中「又はウ」を「からエまで」に改め、同号ア中「ケ」を「コ」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規

定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

別表第５５号の１８中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円

㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円

⑶　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円

⑷　床面積の合計が５,０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円

別表第５５号の１９中「又はウ」を「からエまで」に改める。

別表第５５号の２０手数料の額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。次号及び第５５号の２１において同じ。）の認定（同法第２９条第３項に規定する他の建築物に係るものに限る。次号及び第第５５号の２１において同じ。）を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　５，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。⑵から⑷まで、イ⑵及びエ⑵、次号ア⑵、イ⑵及びエ⑵並びに第５５号の２１ア⑵、イ⑵及びエ⑵において同じ。）が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方

メートル未満のとき　２３，０００円

㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　５２，０００円

㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９４，０００円

⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円

㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円

㈢　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円

㈣　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円

㈤　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円

㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円

㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円

イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　４０，０００円

⑵　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　４４，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　８０，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１３５，０００円

⑶　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２３０，０００円

⑷　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　３３０，０００円

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円

⑵　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円

⑶　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００

平方メートル未満のとき　１２１，０００円

㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円

㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円

㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円

㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円

㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円

オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方

メートル未満のとき　３３４，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　４３２，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円

カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき

５１０，０００円

第５５号の２０の次に次の１号を加える。

５５の２０の２	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円 ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円 ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　４７，０００円

			⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５,５００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９,５００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５,０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００

		平方メートル以上のとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 (ii)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 (2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　４０，０００円 (ii)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６７，５００円 (iii)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１１５，

			０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１６５，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平

		方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方

			メートル未満のとき　５０，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００

		円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円 カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円

		⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円

別表第５５号の２１手数料の額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円 ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円 ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　４７，０００円

⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円

ⅲ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円

ⅳ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円

ⅴ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円

ⅵ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円

ⅶ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円

イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　４０，

０００円

(ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６７，５００円

(iii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１１５，０００円

(iv) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１６５，０００円

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円

(ii) 床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円

(ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円

(iii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円

(iv) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円

オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００

平方メートル未満のとき　３７９，５００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円

カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円

別表第５５号の２２ア中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号ア⑵ⓘ中「及びイ⑵、」を「、イ⑵及びエ⑵並びに」に、「及びイ⑵並びに第５５号の２６ア⑵、イ⑵及びウ⑵」を「、イ⑵及びエ⑵」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同

号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円

ⅳ　床面積の合計が５,０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円

別表第５５号の２３中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に、「又はウ」を「からエまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア　第４５号アからコまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額

別表第５５号の２３ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア⑴ⅰ又はⅱの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア⑵ⅰからⅳまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ⑴ⅰ又はⅱの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ⑵ⅰからⅳまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）

別表第５５号の２４ア中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円

㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円

㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円

㈣　床面積の合計が５,０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円

別表第５５号の２５中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に、「又はウ」を「からエまで」に改める。

別表第５５号の２６を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第４５号(建築物の計画の変更に係るものに限る。)、第４５号の２（イ及びウの規定に限る。)、第４７号、第４７号の２の２、第４８号の２、第４８号の３、第５５号の１３、第５５号の１９及び第５５号の２５の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し､同日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」等の一部改正に伴い、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１８号

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成１７年条例第２０６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「熊谷市宮町二丁目４７番地１」を「熊谷市中西四丁目２０番１５号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業の事務所の所在地を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第１９号

熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊谷市営駐車場条例（平成１７年条例第２１４号）の一部を次のように改正する。

第１７条を第１８条とし、第１３条から第１６条までを１条ずつ繰り下げ、第１２条の次に次の１条を加える。

（料金を無料とする日）

第１３条　市長は、必要があると認めるときは、本町駐車場の料金を無料とする日を定めることができる。

別表中「

午前７時から午後１２時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で３時間を超える場合は６００円を限度とする。 翌日も継続して利用する場合は、午前７時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が３時間を超える場合は６００円を限度とする。３日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。

」を

「

１　午前７時から午後１２時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で３時間を超える場合は４００円を限度とする。 ２　翌日も継続して利用する場合は、午前７時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が３時間を超える場合は４００円を限度とする。３日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。 ３　入車後１時間までは、無料とする。

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る駐車料金について適用し、同日前の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市営本町駐車場に関し、駐車料金を無料とする日を設けることができるようにするとともに、駐車料金の限度額の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２０号

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第２号中「９２，８２０人」を「９６，１７０人」に改め、同項第３号中「４９，５３５立方メートル」を「４６，５２０立方メートル」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日又は下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第６項において準用する同条第２項の規定による協議が調った日のいずれか遅い日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市公共下水道事業の経営の規模を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第２１号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第４条中「もの」の次に「(以下「管理監督職員」という。)」を加える。

第５条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第９条第３項中「）又は年末年始の休日」を「。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（」に、「代休日）を」を「代休日。以下「年末年始の休日等」という。）を」に改める。

第１１条の次に次の１条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第１１条の２　管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第１３条の２を削る。

第１８条第１項中「第１３条の２」を「第１１条の２」に改める。

第１９条中「、第５条の３」を削る。

第２０条第１項中「、第１０条及び第１３条」を「及び第１０条」に、「特定任期付職員」を「熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号。以下「任期付職員条例」という。）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間における改正後の第５条の規定の適用については、同条第２項中「⑷　重度心身障害者」とあるのは、「⑷　重度心身障害者
⑸　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

週休日等に勤務した管理監督職員に対し新たに管理職員特別勤務手当を支給するとともに、扶養手当の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２２号

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１８年条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「刑法」の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る欠格条項に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２３号

熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１８年条例第１８７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

「

勤務年数					
５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上
239，000円	344，000円	459，000円	594，000円	779，000円	979，000円
229，000円	329，000円	429，000円	534，000円	709，000円	909，000円
219，000円	318，000円	413，000円	513，000円	659，000円	849，000円
214，000円	303，000円	388，000円	478，000円	624，000円	809，000円
204，000円	283，000円	358，000円	438，000円	564，000円	734，000円
200，000円	264，000円	334，000円	409，000円	519，000円	689，000円

」

を

「

勤務年数						
５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
239，000円	344，000円	459，000円	594，000円	779，000円	979，000円	1,079,000円
229，000円	329，000円	429，000円	534，000円	709，000円	909，000円	1,009,000円
219，000円	318，000円	413，000円	513，000円	659，000円	849，000円	949，000円
214，000円	303，000円	388，000円	478，000円	624，000円	809，000円	909，000円
204，000円	283，000円	358，000円	438，000円	564，000円	734，000円	834，000円
200，000円	264，000円	334，000円	409，000円	519，000円	689，000円	789，000円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第８条第１号の改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

３　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した熊谷市消防団員で非常勤のものに係る退職報償金について適用し、同日前に退職した熊谷市消防団員で非常勤のものに係る退職報償金については、なお従前の例による。

令和７年2月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」等の一部改正に伴い、３５年以上勤務して退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の額を定めるとともに、同報償金の支給制限に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２４号

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成１９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２４条及び第２５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「刑法」の一部改正に伴い、罰則に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２５号

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例（平成２５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第２条に次の１項を加える。

２　市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、熊谷市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

第５条の次に次の１条を加える。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

特別用途地区内の建築制限の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２６号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する食事の提供を搬入により行う場合の栄養に関する指導体制等の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第２７号

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１４項中「その者の」の次に「基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第１４項の規定は、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）が令和８年６月１日以後である勤勉手当について適用し、基準日が同日前である勤勉手当については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

会計年度任用職員の勤勉手当を人事評価の結果等に応じて支給することとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第２８号

熊谷市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

熊谷市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１１条を第１２条とし、第８条から第１０条までを１条ずつ繰り下げ、第７条の次に次の１条を加える。

（見舞金の支給）

第８条　市は、規則で定めるところにより、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

⑴　遺族見舞金　３０万円

⑵　重傷病見舞金　１０万円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者について適用し、同日前に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

犯罪被害者等への支援を図るため、見舞金を支給したいので、この案を提出するものであります。

議案第２９号

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第５項及び第７項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「刑法」の一部改正に伴い、罰則に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第３０号

熊谷市荒川南縁水防団条例を廃止する条例

熊谷市荒川南縁水防団条例（平成１７年条例第２２号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

２　熊谷市消防団員等公務災害補償条例(平成１７年条例第２２６号)を次のように改正する。

第１条中「水防法（昭和２４年法律第１９３号）第６条の２第１項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び」を削り、「同法」を「水防法（昭和２４年法律第１９３号）」に改める。

第２条及び第３条第１項中「又は非常勤水防団員」を削る。

第５条第２項第１号中「又は非常勤水防団員」を削り、同条第３項中「若しくは非常勤水防団員」を削る。

第１９条の２の見出し中「及び非常勤水防団員」を削り、同条中「又は非常勤水防団員」を削る。

（熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

３　前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定により、廃止前の熊谷市荒川南縁水防団条例第４条の規定により任命された非常勤の水防団長又は水防団員において支給すべき事由が生じた熊谷市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市荒川南縁水防団を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第３１号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立勤労会館等解体工事

２　場　　所　熊谷市石原１４１０番地１ほか

３　概　　要　⑴　勤労会館解体工事

⑵　勤労青少年ホーム解体工事

⑶　勤労者体育センター解体工事

⑷　その他

４　契約金額　２３９，８００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市石原１１９４番地

大和建設株式会社

代表取締役　小　川　善　司

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立勤労会館等解体工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第３２号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

秩父鉄道の踏切の閉鎖等に伴い、市道路線を認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　60619　号線	平戸字八町２１３０番地先 平戸字八町２１５２番地先	
2	市道　60620　号線	戸出字鎌在家４１０番２地先 佐谷田字不動堂２８６番３地先	
3	市道　60621　号線	佐谷田字西河内１９４番地先 佐谷田字不動堂４１７番地先	
4	市道　70593　号線	大麻生字中郷南１９９０番６地先 大麻生字中郷南１９１５番１地先	
5	市道　70594　号線	川原明戸字大ケ島５０３番９地先 川原明戸字大ケ島４９９番５地先	
6	市道　70595　号線	川原明戸字台６７８番地先 川原明戸字台５５２番地先	
7	市道　70596　号線	石原字正天６６１番２４地先 石原字正天６６１番２０地先	
8	市道　80570　号線	久下字上分６５４番１地先 久下字大曲３５８４番１地先	

議案第３３号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

秩父鉄道の踏切の閉鎖等に伴い、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　60324　号線	佐谷田字西河内１９４番地先 戸出字鎌在家４１０番２地先	
2	市道　70409　号線	大麻生字中郷南１９９１番２地先 大麻生字中郷南１９１５番４地先	
3	市道　70481　号線	川原明戸字大ケ島５０３番９地先 川原明戸字台５５２番地先	
4	市道　80373　号線	久下字上分６５４番４地先 久下字大曲３６３０番３地先	
5	市道　妻沼3470　号線	永井太田字前新田４８１番１地先 永井太田字前新田４７９番１地先	
6	市道　江南7133　号線	須賀広字谷向７５９番１地先 須賀広字谷向７５９番１地先	